

処 分 基 準

令和7年8月1日作成

法 令 名	警備業法
根 拠 条 項	第8条
処 分 の 概 要	警備業の認定の取消し
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	警備業法（以下「法」という。）第3条（警備業の要件）、第4条（認定）、第7条（認定の有効期間の更新）
処 分 基 準	法第8条各号に掲げるいずれかに該当し、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、警備業の認定の取消しを行うものとする。 法人の責めに帰すことのできない事由により、法第3条第10号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	